

# 河瀬高等学校同窓会会則

第1条 本会は「河瀬高等学校同窓会」と称し、事務局を滋賀県立河瀬高等学校内におく。

第2条 本会は会員相互の交誼を厚くし、会員と母校との関係を親密にし、母校と地域の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。  
1. 必要に応じて会誌・会報および会員名簿を発行する。  
2. 母校の事業を援助する。  
3. その他第2条の目的を達するために必要な事業を行う。

第4条 本会の会員は次の通りとする。  
1. 正会員 (イ) 母校卒業生  
(ロ) 母校に在学したもので理事会の承認を得たもの  
2. 特別会員 母校教職員  
3. 客員 母校旧職員  
4. 名誉会員 本校に特別の関係があり、総会で推挙せられたもの。

第5条 本会に次の役職員を置き、任期は2年とする。但し、重任しても差し支えない。(補欠で役員になったものの任期は、前任者の残留期間とする)  
会長 1名 副会長 2名 理事 若干名  
書記・会計 若干名 会計監査 2名 顧問 若干名

第6条 本会の役職員は次の方法で決める。  
1. 会長1名、副会長2名ならびに会計監査2名は総会において会員中より選出する。また、学校長及び会長の必要とする者を顧問に委嘱する。  
2. 理事は総会の承認をへて会長が委嘱する。また、教頭を理事に委嘱する。  
3. 会長は理事会の承認をへて、理事の中から常任理事を委嘱することができる。  
4. 書記・会計は、会員中より会長が委嘱する。

第7条 本会の役職員の任務は次の通りとする。  
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。  
3. 理事は理事会を組織し、臨機の要務について議決する。但し、会長は必要に応じて常任理事会を持って理事会に代えることができる。  
4. 書記・会計は会長の指示を受けて庶務会計の事務を処理する。  
5. 会計監査は本会の会計を監査する。  
6. 顧問は、本会の活動に関して会長の諮問に応じるものとする。

第8条 総会、理事会、常任理事会は会長が召集する。

第9条 総会は原則として毎年1回開催し、必要に応じ随時開催する。総会に

は本会の事務及び会計の報告ならびに本会運営の重要事項を討議する。  
但し、会長は必要に応じ理事会または常任理事会を以って総会に代えることができる。

第10条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入を以って支弁する。

第11条 正会員は入会の際、入会金2,000円、終身会費3,000円を納付する。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本会に支部を設置することができる。支部を設置しようとするときは会長に次の事項を届け出てその承認を得なければならない。

1. 支部の名称
2. 支部の所在地
3. 支部の役員名

第14条 会員は転居または身上に移動があった場合は、必ず事務局に報告するものとする。

第15条 会員で本会の体面を汚すような行為をしたものは、総会の議決により除名することができる。

第16条 本会会則の改正は、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

## 付 則

本会会則は昭和61年4月1日より施行する。

平成29年12月9日 一部改正